

IPSHU 研究報告シリーズ

研究報告 No. 4

インドシナ難民問題の諸相

栗 野 鳳

広島大学平和科学研究センター



THE INSTITUTE FOR PEACE SCIENCE,
HIROSHIMA UNIVERSITY

Mar., 1981

広島大学平和科学研究センター

〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号

研究報告 No. 4

インドシナ難民問題の諸相

栗 野 鳳

広島大学平和科学研究センター

目 次

序	1
インドシナ難民問題の恒久的解決の方途	9
カンボジア難民	13
難民流出の予防措置	19
平和と開発と難民問題	21
追補カンボジアの人々の更生援助のための提案	25

序

1

1980年4月から12月末まで、私は、UNHCR 東南アジア地域調整官にたいする特別顧問として、インドシナ難民救援のため、いわば臨時の応援に行ってきた。この間に接したインドシナ難民問題の幾つかの側面について概要を報告するとともに、かねて広島大学平和科学研究センターにおいて基本的研究テーマとしてきた「平和と開発」という視点から見て、現場で考えた事柄について付言する。

はじめに若干のテクニカル・タームについて説明をする必要があるように思われる。まずUNHCRはUnited Nations High Commissioner for Refugeesの略語で、国連難民高等弁務官と訳されている。高等弁務官という語は余りなじみがないと思われるが、要するに最高責任者というような意味である。しかし、UNHCRと言うとき、この責任者を指すよりも、その事務所、あるいは、その機関全体を指すことが多い。UNHCRは、国連総会決議によって1950年から51年にかけて創設されたので、現在ちょうど30年を経ていることになる。

1951年には、難民の地位に関する条約、いわゆる1951年Convention(「難民条約」)も締結され、1954年発効したが、これは1967年の難民の地位に関する議定書、いわゆる1967年Protocol(「難民議定書」)によって補足され、現在、この両者が難民に関する普遍的な国際法規となっている。

UNHCRは、この両法規が規定する難民にたいし保護と援助を供与する機関として考えられていたが、その後、国際社会における難民の様相が変ってくるにつれて、UNHCRには、国連総会決議によって、さらに広範囲な役割が課せられるようになった。

すなわち、UNHCRのmandateとして「定義」難民の保護と援助に当るとされていたのが、それ以外の難民、なかんずく流民についてもUNHCRの援助が及ぶようになった。前記「難民条約」及び「難民議定書」が規定する難民の定義は、要約すると、人種・国籍・宗教・政治的立場などの故に、迫害を受ける十分な恐れがあるため、本国に帰還できない者、または帰国を望まない者ということで、日本語の亡命者に相当する。これが狭い意味での難民(refugees)である。他方、迫害を受けるとはいえないが、戦乱などの災害を蒙ったり、蒙る危険が迫ったりしたため、もと住んでいた場所を離れることを

余儀なくされた人々 displaced persons がある。これは、より平易な表現では up-rooted persons などともいわれる。日本語では流民とか避難民と訳される。(もっとも、最近、流民という語を日本で「不法入国者」として取り扱われている一部の、特にインドシナからの入国者について使っている場合がある。) この人々についても、広い意味での難民 (refugees) の語を使う場合も多い。

難民問題に関する手ごろな文献としては次のものがある。

- 宮崎繁樹「亡命者と難民の問題」— 日本平和学会編「平和と人権」(平和研究叢書1)1979年。
- 日本国際問題研究所「国際問題」1979年11月号 — (焦点/難民問題とインドシナ)
- ロベール・サロモン「難民」クセジュ文庫, 1979年(原著は1963年)

2

UNHCRバンコク事務所は、UNHCRが世界各地に有している約60カ所の事務所の中で最大のもので、1980年夏には250人もの職員がいたが、勿論インドシナ難民救援活動の必要から、急激に拡張されてそうなったもので、その後は、職員も少しずつ減りつつある。バンコク事務所は、いわば二重の役割を有し、一つはタイにたいする事務所としてのもの、他の一つは、東南アジア地域全体に及ぶ難民問題の処理に当たっている「地域調整官」の事務所としてのものである。私は、この後者に関係したわけであるが、前者についても少くとも密接した立場から種々観察することができた。

着任するときに与えられた職務権限では、1960年代、1970年代にカンボジア、タイなどの地域で日本の外交官として勤務した経験から、難民問題に関連する情勢の把握・分析や渉外・接衝などを担当することになる筈であった。しかし5,6月中、タイ国内の各種の難民キャンプを視察し、事務所内の種々の会議に出席して同僚の話などを聞いていたうちに、私がどのような役割を果たすことが最も有意義であるか、私に段々分ってきた。それは次のようなことである。事務所の中の同僚や、難民キャンプで働くフィールド・オフィサーなどのあり方を見ていると、日々の職務に追われ、また、緊急援助が必要であった時期 — エマージェンシーとかクライシスといった — の気分と姿勢が残っていて、難民の抱えている問題について、恒久的・根本的な解決はどうあるべきかを考える、といった姿勢でない。皆が皆、こういう態勢では困るので、せめて私だけでも、問題を

掘り下げて考え、同僚にたいし意見も言い、また彼等の意見や考えも引き出すようにしてやろう、と思った。

6月中一下旬、カンボジア難民の一部について「自発的帰国」措置がとられた(後記)が、その問題をめぐって「プロフェッショナル」(中堅職員)以上の自由討議が行われたのち、この種の機会を屢々持つ必要があるという主張が高まり、その具体化が私に委嘱された。私は他の幹部とともに、「政策問題スタッフ・ミーティング」と呼ばれる非公式の集まりを起案し、自ら座長として、数回の会合を開催した。そして、その最初から、幾つか提案された議題の中から、特に、「インドシナ難民問題の恒久的解決の方途」を選んで、その討議に「プロフェッショナル」スタッフ有志の努力を集中するように考慮した。また、この会合以外の討議の場などにおいても、同じ問題意識を高揚するように努めもした。この作業は年末の会議で、UNHCRジュネーブ本部にたいし数項目からなる勧告的意見を取りまとめることに結実したが、効果ないし意義は、そのような点にとどまるものではなかったと判断される。だいたい、難民問題の恒久的・根本的解決(後記)と一口に言っても、実際には種々の困難があり、この種の勧告なども暫定的・中間的な内容のものに止まらざるをえなかったが、このような集中的な研究活動を続行したことによって、関係した幹部やスタッフのもの見方・考え方に、かなりの影響を及ぼすことができた。もとより、私の創造といったものではなく、丁度、その時期に、難民の状態が大きな転機にあり、そのニーズ(needs)が、援助に当る国際職員をして、態度・方針・計画などの新しい発展を必然ならしめたというべきであろう。

3

私は、日本の国連加盟(1956年)の少し前から、国連及び関係の機関に関する事務に10年間関与した。また、同じ頃、ある大学で国際組織論を講義したり、2年間程、国際原子力機関事務局に最初の日本人職員として勤務したこともある。そういう経験から、国連関係機関の大体の役割や活動については分っているつもりでいた。しかし、臨時ながらUNHCRに勤務してみて、従来余り意識して来なかったことに気がついた。幾つかの事柄があるが、最も主なものは、何といても、UNHCRが、いわゆる人道的立場で、任務を遂行する、少なくとも、そう努めていることである。他の国連機関の場合は、それぞれの憲章や当事者の理想などはともかく、概していえば、加盟国の間での「国益」の

クリアリング・ハウスといった機能が果されているのが実情であろう。しかし、恐らく UNICEF（国連児童基金）や、国連の外の組織ではあるが ICRC（赤十字国際委員会）などと同様、UNHCRは、「国益」の調整といったことでは済ませられない機能がある。むしろ、国際政治の、渦巻の下をかい潜って、およそ国家の保護・援助を受けえない人々のために、国際社会全体に代って活動するのである。

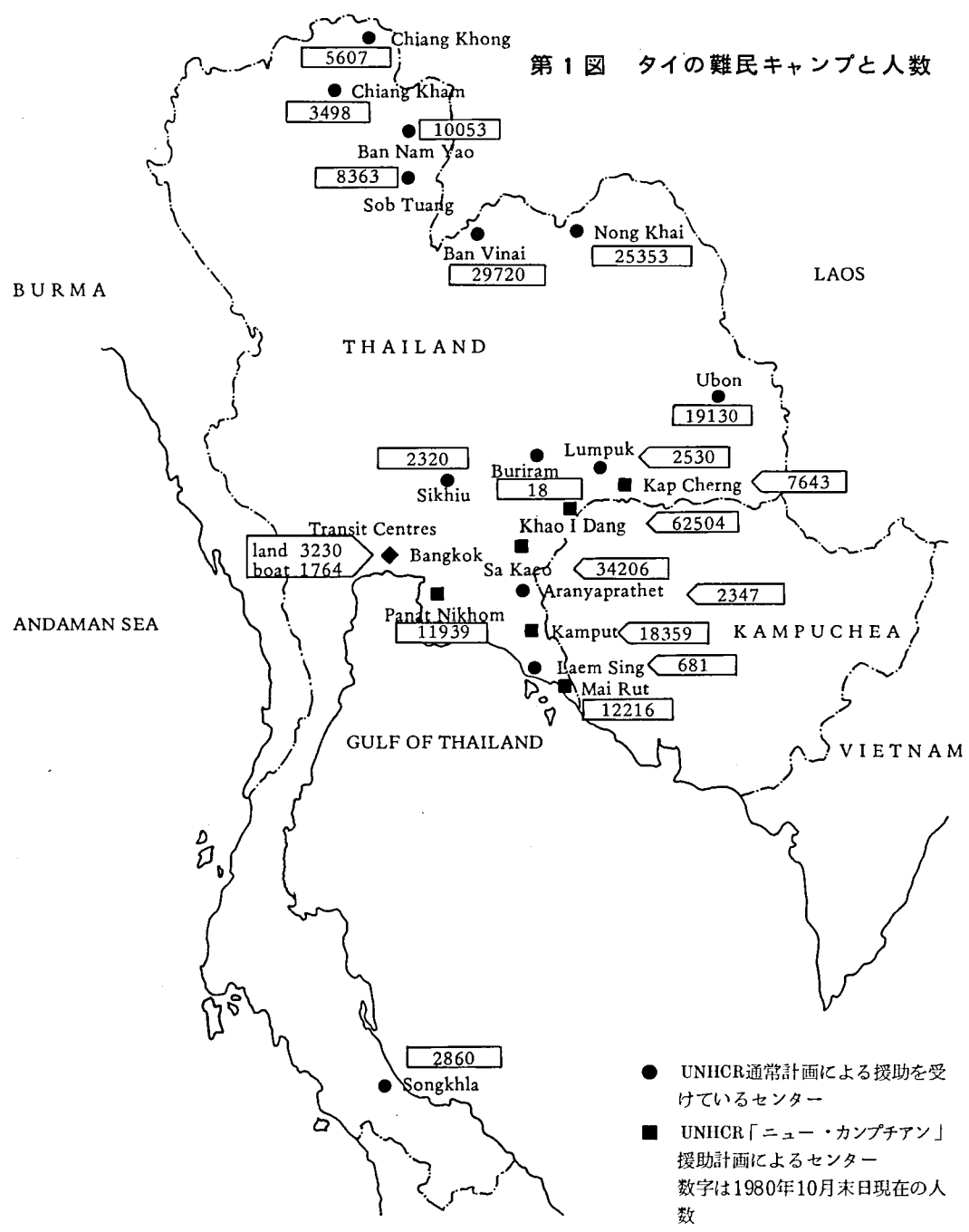
このような特色が機関全体として看取されるということは、実は、そこに働く職員の多くが、人道的立場からの援助の実施・推進を自らの使命と感じて、その実現に努めていることに他ならない。幹部や主な中堅職員が欧米人で、キリスト教徒であることは事実であるが、それらに限られている — 独占されている — 使命感ではない。

他方、UNHCRは、難民救援の仕事がはかどって、問題が解決されて行けば、自らが不要となるという、特異な性格を有する。従って、例えば職員人事においても、ほとんどのスタッフもローカル・スタッフも、極めて短期間の契約しか与えられない。フィールド・オフィサーでも、一年間の契約である。自分自身承知の上で、そういう契約の下で勤務についているわけであるが、矢張り人情としては、このような不安定な状態では、色々とフラストレーションが起るのも寧ろ自然というべきであろう。私が接したスタッフの中にも、使命感とこの種のフラストレーションとの板挟みに悩んでいる者が少なくなかった。いわゆる「手弁当」でやってくるボランティアたちと違って、国際職員であるためかなり高水準の給与を貰って仕事をしていることから、UNHCRなどの援助機関の国際職員にたいして、政治家やジャーナリストなどが時に反感を示すようであるが、前記のような特殊事情についての思いやりが欠けているように感じられる。

4

インドシナ難民の現状について概説すれば、まず全体の数は第1、第2図の通りである。ベトナム及びラオスからの難民の流出は依然として続いているが、第三国への定住受入れが概ね順調に進められているので、全体としては漸減の傾向にある。人種別に概略的にいえば、最も多いのがカンボジア人、ついでラオス人、ただし山地族（hilltribes）を含む。そして「ポート・ピープル」といわれる、ベトナムから船で脱出してきたベトナム人及び「華僑」（在外の中国人）である。この「ポート・ピープル」に関連して指摘しておくと、フィリピンのバターン半島と、シンガポール東方のインドネシア領ガラ

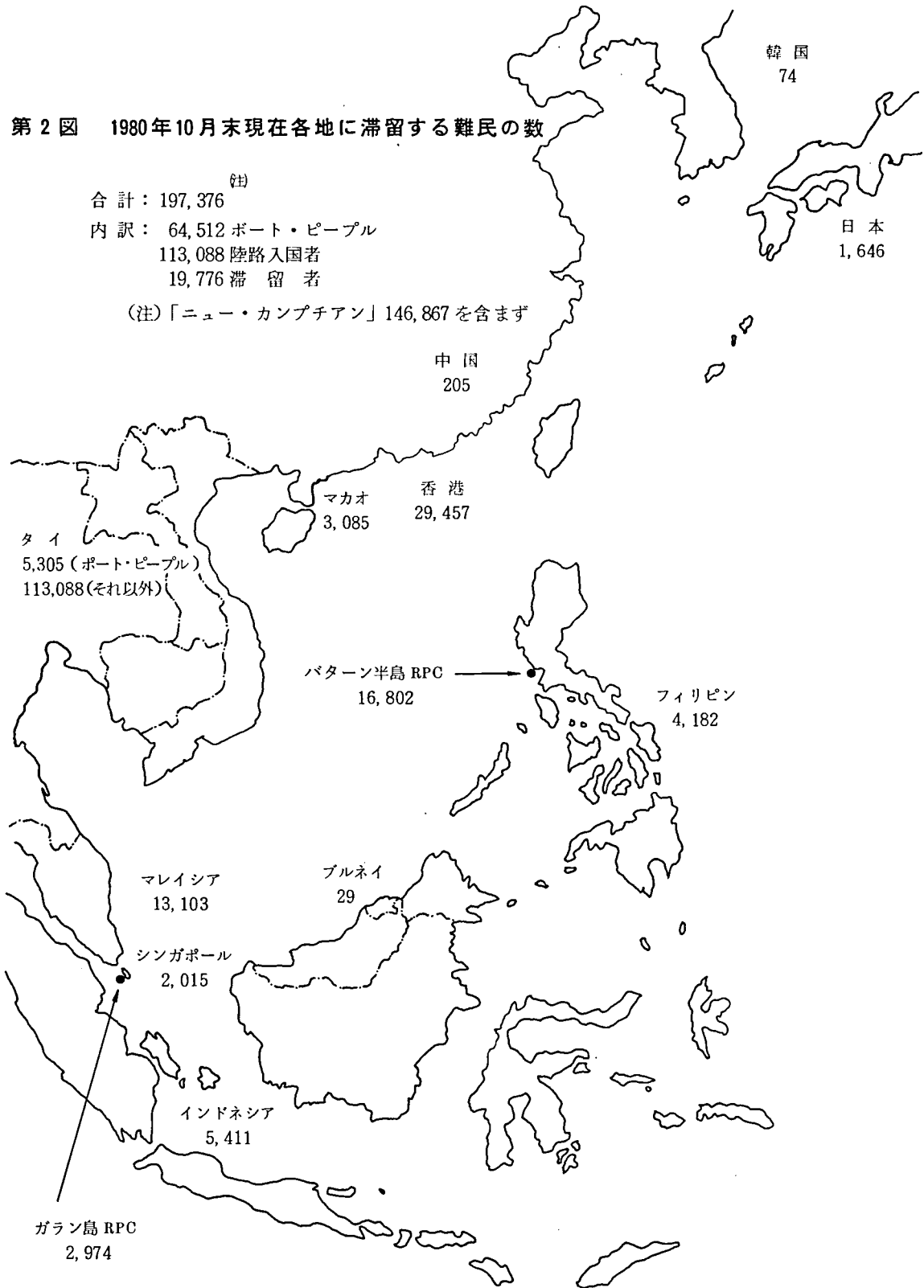
第1図 タイの難民キャンプと人数



第2図 1980年10月末現在各地に滞留する難民の数

(注)
 合計：197,376
 内訳：64,512 ポート・ピープル
 113,088 陸路入国者
 19,776 滞 留 者

(注)「ニュー・カンブチアン」146,867 を含まず



ン島に、RPC と称される難民センターがある。これはRefugee Processing Centerの略語である。1979年7月の国際会議で、「ボート・ピープル」の大量流出が余りに大きく続くので、難民の大口受入れ国である米国も、いっぺんに引受けるには手に余るから、難民の一時的収容所を建設し、そこに1,2年滞留させ、その間に必要な措置を講じようという計画が採用された。日本政府もRPC建設経費の半額、両者合せて1千万ドルの拠出を行った。プロセッシングという語はいささか奇異な感じを与えるが、衣食住の世話に加えて、病人は医療を受け、また語学教育、職能訓練などを受けるわけである。しかも、1980年春頃までは、難民はRPCに1,2年滞留させられる筈であったのが、米国の受入れが促進され、2,3カ月ですむようになった。もっとも結核患者などは相当長期間、療養し、かなりよくなしないと最終的に受入れて貰えない。

難民の定義について、前に説明したが、インドシナ難民のうち、「定義」難民すなわち亡命者と称しうる者は最近余りいないようである。1975年4,5月のインドシナ3国の「解放」直後には、ベトナムから16万、3国全体で22万余の難民が同年末までの期間に脱出したが、その多くは亡命者と称しうる人たちであったと推測される。他方、カンボジア人の場合はほとんどがDP (displaced persons) である。ちなみに、DPは、自国内に滞在している者も含む。スーダン内戦のため起った大量のDPの一部は、同国南部の森林地帯に難をのがれていた。カンボジアDPも、国内、例えばタイとの国境近くに居住している者もいる。(後記)

最近ラオスからメコン河を渡ってタイ国内に入ってくる難民のほとんどは、亡命というわけでもなければ、戦禍などを避けるDPともいい難い人たちで、ほとんど移民か、季節的な労働者の移動に近い。これらを「経済難民」(economic refugess) と呼ぶ専門家もいる。要するに、住んでいる地方の経済状態が悪化し、「食えなく」なり、河の向うのタイでのよりよい暮らしに憧れ、郷里を捨てて出てくるのである。

このようなラオス難民のうち、若干の者は、タイに来てはみたものの、難民キャンプでの生活は — 飢える心配などはないにしても — 不自由で面白くない、と分って、帰国を希望するようになり、昨年11, 12月、UNHCRの手で、3回にわたり約200人のラオス難民が帰国した。

ベトナムから出てくる「ボート・ピープル」の中にも、漁民や都市の労務者など、迫害を受ける対象になるとも思われない人々が多くなっているが、彼らの場合はラオス難

8

民の一部についていわれる「経済難民」という要素の他に、やはり政治的理由が混っているようである。

インドシナ難民問題の恒久的解決の方途

1

UNHCRは、その30年の歴史、ことに難民の大量流出が屢々起った最近10年間の経験から学んで、難民問題の恒久的・根本的解決のための方式（フォーミュラ）を幾つか見出すにいたっている。もとより、難民は、個人・家族・種族など毎に、種々の特殊事情があるのが常で、一般論では必ずしも十分に対処しえない。他方、余りにも数が多いので、個々のケースを扱ういとまがないのが実情である。そこで、難民の地位（ステータス）の決定も、集団毎になされる場合が多い。勿論、その集団に属する個人は、一律に、同じステータスを与えられ、或いは拒否されるので、個々に審査された場合よりも有利な結果になることもあろう。また、その集団に与えられる地位に自分は該当しないと信ずる難民は、個々の審査を受けることができる。問題解決のためにとられる方式の適用においても、少くとも一応は集団の全員が対象とされる。しかし、難民各個人の意思が尊重されることは勿論である。

さて、解決方法の第一は、難民が初めて到着した国、例えば、カンボジア難民が国境を越えてタイ領に入ったときはタイで、「ボート・ピープル」がマレーシアのどこかの島に漂着したときはマレーシアで、受入れられ、定着・定住が許される場合である。この最初の国を第一次避難国、第一次庇護国（country of first asylum）、第一次受入れ国などと呼び、この方式を「現地定着」（local settlement）と称する。

この第一次避難国が受入れてくれない場合、第三国への定住受入れ（resettlement）の方式が適用される。難民の本国、第一次避難国について三番目、第三国というわけである。この第三国への定住受入れが保証される場合に限って、一時的な滞在を許可する第一次庇護国も少くない。ASEAN（東南アジア諸国連合）及び香港は、現在までのところ、そのような方針をとって、local settlementを拒否してきている。（後記）

三つ目の解決方式は、本国への帰還、帰国（repatriation）である。第一次、第二次大戦の直後にそれぞれ発生した大量の難民については、他の関係国や国民は、これらの難民にたいし第一次避難国でのlocal settlementを許すか、第三国への定住（resettlement）の機会を見つけてやるかのいずれか、すなわち、第一または第二の方式を考え、第三の方式（帰国）は余り問題としなかった。1975年、第二次インドシナ戦争終結直後にも、関

係国の人々の考えは同様であった。しかし、「第三次インドシナ戦争」の後の情勢は多少違った解決方式を必要としているように感じられる。前記のラオス難民の帰国は、少くとも注目すべき事象である。

さらに、上記の三つの方式とは違った角度からではあるが、難民について、解決を要するもう一つの面がある。それは、難民の大量流出の源に関することである。誰しも考えることは、このような流れの元栓を締めることはできないか、ということである。但し、狭義の難民すなわち亡命者となることを欲している者に、出国の機会を全く失なわせるような措置が望ましいともいえない。元栓の止め方について、工夫が要るようである。ともあれ、前記の三つの方式と並んで、このような課題があるのである。

2

さて、インドシナ難民の問題について、これらの方式や課題は具体的にどのように適用されているか、されるべきであろうか。

第一の「現地定着」については、前記のとおり、ASEANは共通の立場として、これを拒否している。これは、どういうことか？

一般的に言って、難民の受入れについては次のような態様 (modalities) がある。

- a. 庇護 (asylum) すなわち受入れが、永続的・恒久的なものとして認められる。
- b. 一時的受入れが、それが臨時のものである点以外には、何ら制限なしに認められる。
- c. 一時的受入れが、居住について厳格な条件 (多くの場合、「キャンプ」に居住すること) を付して、許される。
- d. 一時的受入れが、「キャンプ」に居住するか否かの点とは別に、他の政府 (「ポート・ピープル」については、海上で救助された場合には、一般に船籍国の政府) または UNHCR によって、当該難民の保護・援助及び恒久的受入れ国への移送の保証が与えられてはじめて、認められる。
- e. 庇護 (受入れ) が国境または領海の境界線で拒否されるが、強制手段は用いられない。
- f. 庇護 (受入れ) が、強制手段で拒否される。
- g. 難民が、庇護を求めて入った国の領内で事実上居住したのち、または、一時的に

(例えば「キャンプ」に)受入れられたのち、その本国に強制送還される。

ASEANがとっている態度は、原則的には、上記のdに当る。例えば、1980年6月末クアラルンプールで開催されたASEAN閣僚会議の共同コミュニケでは、すべて難民は「不法入国者」(illegal immigrants)であるという表現とともに、dと同じ趣旨を述べ、さらに、「定住」を拒否するともいっている。このASEANの態度や方針について、他の関係諸国が批判した、ということはなく、むしろ、一時的にせよ、「寛大」に受入れてくれることについて称賛の意向を表明したりしている。

UNHCRが編集した、難民に関する法令集を見ると、普遍的な国際法規である「難民条約」及び「難民議定書」の次に、地域的(regional)法規が掲げられている。欧州、中南米、アフリカにおける条約など。しかし、アジアには何もない。アフリカの法規は、OAU(アフリカ統一機構)の永年の努力の成果であると聞くが、狭義の難民だけでなく、DP(displaced persons)の扱いにも及んでいる。また、実際上の措置においても、アフリカの難民の場合は、「現地定着」の成功例が既に幾つもある。一つだけ例を挙げると、1972年春に起ったブルンジの内戦のため、17万人もの難民が隣接のルワンダ、タンザニア、ザイールに流入したが、いずれの国でも「現地定着」によって問題が解決した。タンザニアでは難民のための新しい村々が創設されたが、同国の村の中でも3番目と4番目に大きな村々となっている。

3

ASEAN諸国のうち、マレーシアが多少違った措置をとっている。周知の通りマレーシアはイスラム教国であるが、昨年、イスラム諸国会議からの要請により、カンボジア難民の中のイスラム教徒約3千人を、タイからマレーシアに引取った。この人たちはチャム族である。チャム族はベトナム民族によって、カンボジアに追い込まれた形で、1975年の「解放」以前にはカンボジア東部などに集って住み、漁業などに従事していた。その数は全体で7万とも10万ともいわれた。人種的にも「ネシア」系と見られるが、インドネシア、マレーシアの人々と同じくイスラム教徒が多かった。このチャム族の人々が「ポルポト勢力」の宗教否定政策によって、カンボジアの中でも最も非道な目にあわされ、人口も3分の1に減少したといわれ、タイに流入したカンボジア難民の中に、数千人が混入していた。ただ、マレーシア政府は他のASEAN諸国にたいする考慮から、これら

チャム族難民を「一時的に」引受けるとの建前である。しかし、少くともマレーシアの最近の経済状態などから見れば、これ位の人数の難民がマレーシア内で就職し、自活して行くことは左程困難ではないと推測される。実は、今回の「一時的」引受けの措置がとられる前から、カンボジア難民の中で海路マレーシアに到着した人たちが、マレーシアのイスラム社会の中に徐々に定着してきた、という非公式な情報もあり、その数は明確でないが、数百人ともいわれる。

カンボジア難民

1

日本では、「ボート・ピープル」と並んで、あるいはそれ以上に、カンボジア難民にたいする関心や同情が大きいようであるが、それでは正確な状況が広く把握されているかという点、必ずしもそうではない。例えば、「ベトナムの軍事介入によってカンボジア難民が大量に発生した」といった誤解が持たれていたり、時には、そのような誤った認識を植えつける宣伝工作が行われている。

そこで、まず、流出の時期などによって、カンボジア難民を分類してみると、次のとおりである。

(1) Old Kampuchians

- a. 1975 - 78年 タイ国内に避難
- b. タイ内務省管理下の難民キャンプに滞在
- c. UNHCR通常計画による援助を受けている
- d. 第三国定住受入れ若干, 帰国者なし

(2) New Kampuchians

- a. 1979年6月 - 1980年2月 タイに流入
- b. タイ軍(最高司令部)管理下の「ホールディング・センター」に滞在
- c. UNHCRのカンプチア・プログラムによる援助を受けている
- d. 1980年6月約9,000人が「帰国」

(3) 「ボーダー・ピープル」

- a. 1980年3月(又はそれ以前)からタイ・カンボジア国境地帯に滞留
- b. UNICEF, ICRC, WFPの援助を受けてきた
- c. 現在約20 - 25万人

(4) 「帰国者」(returnees)

上記のうち、「ボーダー・ピープル」というのは私が仮につけた呼称である。なお、この難民たちは国境地帯の encampments (集落地) に居住している。

上記(1)と(2)のカンボジア難民は、それぞれがタイに受入れられた時点では、難民ないし DP のステータスを認められ、タイ政府と UNHCR との間の協定によって、援助が供

与されてきた。しかし、このステータスが確立しているかといえば、必ずしもそうとは言いきれない。難民にたいするASEANの態度について前述したように、すべての難民を「不法入国者」(illegal immigrants)とみなすという態度を、タイも基本的に採っているばかりか、1980年には、国際情勢なかんづくタイ・ベトナム関係の悪化が反映して、「ベトナム軍の駐留下にあるカンボジア」からの難民についてのタイの政策は益々厳しくなった。

2

少しさかのぼるが、カンボジアでは1978年末、「ヘンサムリン勢力」が「ポルポト政権」に反抗して、ベトナム軍の支援をえてカンボジアに進攻し、1979年1月7日には首都プノンペンから「ポルポト勢力」を追い出し、さらに数週間の短い間に、ほとんど全土においてこれを敗退せしめた。「ポルポト政権」の圧政下にあったカンボジアの人々が、それから逃れえたのは、この敗北による「ポルポト勢力」の統制力の喪失、戦闘による混乱状態のおかげである。さらに、「ポルポト政権」の失敗によりカンボジア各地で飢餓の危険が迫っていた。カンボジアの数十万の人々が、ベトナム、ラオス、タイへ向って流出した。タイ・カンボジア国境地帯では、追いつめられた「ポルポト勢力」(狭義の「クメール・ルージュ」)の武装分子が家族その他の人々とともに、幾つかの武装集団に分れて「ヘンサムリン・ベトナム軍」にたいする反抗を続け、他方、前記の難民の大群が押し寄せ、50万とも75万ともいわれたカンボジア人がタイ領に流入しようとした。そのとき、タイ当局は、前記の難民の受入れの態様のf及びgを実践した。タイの軍隊が武力ないしその威嚇を用いて、難民をタイ領土外に強制退去させたり、一部の「クメール・ルージュ」武装分子と難民とをトラックやバスに乗せて、入ってきた地域とは別の国境地帯に移送し、そこからカンボジア領に追い返したりした。そのため、再び戦闘に捲き込まれたり、地雷に触れたり、栄養不良や飢餓や、マラリアなどの病気のため命を失ったカンボジア難民の数は数万どころではない。

難民の扱い方の中でも、この強制退去ないし強制送還は、最も苛酷なものとされている。フランス語でルフールマン(refoulement)は、押しかえすという意味であるが、それを禁じるノン・ルフールマン(non-refoulement)原則を守るべきことは、いわば国際常識である。

3

タイ当局の「クメール・ルージュ」にたいするこのような方策は、別の角度から見て、中立のあり方ではないといわざるをえない。1907年の中立に関する条約じたいが、ここに適用されるとはいわないまでも、少なくともカンボジア・ベトナム紛争について自ら中立であると称するからには、隣国から国境を越えて入ってくる反政府勢力の武装を解除した上で、一時的滞留を許すのが国際的慣習である。タイ当局の自国の安全保障に関する強い憂慮は十分理解されるが、上記の措置は、ベトナム側をして、タイは「クメール・ルージュ」に自国領土を「聖域」として利用させているとの疑惑を強く抱かせ、かえって安全保障を弱める作用をしたといえる。

ベトナム側のみならず、多くの欧米諸国のジャーナリズム、世論などは、タイ当局のいわゆる「非人道的」な前記の措置を強く非難した。タイ政府も、この国際的非難の前に、カンボジア難民にたいする態度を再考するにいたり、1979年10月、「オープン・ドア」政策を宣明し、これら難民をタイ軍管理下の「ホールディング・センター」に収容し、UNHCRをして援助させるようになった。そのための計画と協定が出来たのが1979年11月である。こうして、「ホールディング・センター」に収容されたのが New Kampuchians と呼ばれるカンボジア難民であった。

4

しかし、タイの「オープン・ドア」政策は実際には、1980年2月頃から、名目だけのものとなった。国際的批判を惧れて、タイ当局は表向きには「オープン・ドア」政策を放棄したとか修正したとか言っていないが、実際には、カンボジア難民をタイ領内に受入れることはせず、タイ・カンボジア国境地帯の encampments に滞留させている。

さらに、国境地帯の難民は、Old Kampuchians や New Kampuchians に較べて、国際援助を十分に受けることができず、食の点はともかく、衣と住の面では、惨めな状態に置かれている。

日本の伊藤外務大臣を含む相当多勢の政治家などが、国境地帯のカンボジア難民の状態を視察し、「同じ人間なのに気の毒だ」などと同情を示した。しかし、残念なことに、そういう政治家たちも、これらの難民が、なぜこのような地域に置かれているのか、深く考えようとしないうである。

再びタイ当局の措置を見ると、伝統的な隣国にたいする政策、すなわち安全保障のため隣国に友好的な政権が続くことを期待するが、若しそれが困難である場合には、隣国が脅威にならぬよう、破壊分子を送りこんだりして「予防措置」を講ずるという伝統的なやり方を、現在の「ヘンサムリン政権」のカンボジアについて、タイは採っているようである。このため「クメール・ルージュ」にたいする中国からの軍需物資の輸送に協力することはもとより、自らも「クメール・ルージュ」のみならず、「クメール・セリカ」その他の反「ヘンサムリン・ベトナム」勢力の育成に乗り出した。この面の詳細については省略するが、少なくとも難民たちにとっては、このようなタイ当局やカンボジア武装分子の思惑や動きは、極めて迷惑な、不幸なことであったといわざるをえない。

5

「ホールディング・センター」に収容されたカンボジア難民についても、同様な不幸がつきまとった点がある。国境から約70キロ西に入ったサケオ町付近に建設されたサケオIという「ホールディング・センター」には、「クメール・ルージュ」系の難民2万5千人が収容されていた（1980年春現在）。しかし、このキャンプ内では、「クメール・ルージュ」幹部が軍隊的な組織を維持し、難民の多くは訓練やイデオロギー教育を続けて施された。さらに、1980年3月頃から、健康を回復した男女の若い難民が、夜間、バス1台から2台でキャンプから国境地帯に再び移送されて行くという事態が屢々起った。「ヘンサムリン・ベトナム」側も、この事象に気付き、これは「クメール・ルージュ」及びタイ当局による「クメール・ルージュ」の兵員補充であると非難し始めた。UNHCRとしても、難民の保護の見地から、強制的な移送は好ましくないので、タイ当局と交渉した結果、6月中旬、「自発的帰国」措置がとられることになった。サケオI・ホールディング・センターの他、国境から10キロ程のカオイダン・ホールディング・センターなどの難民の間にも、国境地帯に戻りたいという意思を表明する者があったからでもある。この措置は、要するにUNHCRとタイ当局の担当官が、「帰国」希望者の難民を個々にインタビューして、意思を確認した上で、バスで国境の定められた地点まで輸送し、そこで食糧・種モミ・農具などの必需品を配給し携行させるという措置であった。

6月12日から約10日間、その作業が実施され、サケオIから約7千人、カオイダンから約2千人が「帰国」して行った。「帰国」とカッコ付きで書いたのは、次の理由によ

る。サケオIからの希望者の多くは「クメール・ルージュ」の戦闘員ないし家族で、インタビューにおいても、「ベトナム軍と戦うために帰国したい」という意思を表明していた。もっとも、中には、そのような表現すらできず、国境の定められた地点4つのうち、最も南の方の、「クメール・ルージュ」の根拠地に最も近い地点の名前である「タブリク」という言葉を繰り返して称えるだけ、という者も少なくなく、キャンプ内で「クメール・ルージュ」幹部にそう教え込まれたことがうかがえた。

極めて不運であったのはカオイダンからの「帰国」者のうち、数十名が、6月23日-24日に国境地帯で起きた「ベトナム軍の侵入」事件によって殺傷されたことである。この「侵入」事件についても、異説があるが、ここでは省略する。この難民たちは、国境地帯に家族がいるという情報を得て、そこに行って家族に再会し、よく相談して、状況が良ければカンボジア内の郷里に戻ろうと思った人たちであった。また、この「侵入」事件によって、国境地帯に滞留していた難民の中から数万人が帰郷して行った、とも言われる。

6

前記(4)のカンボジア「帰国者」というのは、1975年くらいカンボジアから近隣諸国に流出していた難民のうち、帰国した者及びタイ・カンボジア国境地帯から帰郷した者を指す。その総数は数十万人と見られるが、そのうち、比較的最近に帰国・帰郷した約30万人の「帰国者」(returnees)について、「ヘンサムリン政権」がUNHCRに援助を要請した。UNHCRは1980年2月から8月まで、同政権と折衝した結果、これら「帰国者」が特に多いバタンバン、シェムリアップ(西部)、スパイリエン、プレイベン、タケオ(東部)の5つの州で、「ファミリー・キット」(family kit)を配給する計画を立て、1980年11月から実施した。「ファミリー・キット」は、種子・農具・漁網・蚊帳・什器などの生活必需品をセットにしたもので、これを配給することにより、定住者や、早期に帰郷した人々に較べて衣食住すべての面で、より恵まれない状態にある「帰国者」の較差を正に資そうとするのである。配給は地方当局及びカンボジア赤十字職員が担当し、UNHCRはモニタリング(monitoring— 監察)のため職員を派遣した。

UNHCRがこの援助計画を立て、UNHCR資金の拠出国(donor countries又はdonors・という)に非公式に協議を始めた1980年頃は、カンボジア国内へのいわゆる人道的援助に

ついて、タイその他のASEAN諸国、日本などが消極的な態度に転じつつあったため、この計画にたいしても、これら諸国から種々の批判が加えられた。香港の「ファーイースタン・エコノミック・レビュー」誌によれば、日本代表は、「カンボジアの人々の救援のため拠出された金が、タイから（注＝タイ国境から、いわゆる「ランド・ブリッジ」で供与される援助方式から、の意）カンボジア国内へ向けられるという不当なシフトに反対する」との趣旨を発言した由である。しかし、米国などはUNHCRのこの計画を支持し、所要資金の拠出も行った。この計画の狙いの一つは、タイ国内のホールディング・センターや国境地帯に滞留するカンボジア難民が自国に帰ろうという意向に傾くことを刺激しようというもので、米国などもこの点をよく理解していたようである。

7

さらに、カンボジア難民に帰国の意向を強めさせる方策として、本年からカオイダンその他のセンターで実施される予定の職能訓練がある。カンボジア難民が現状において帰国を躊躇するのは、種々の「心配」があるからで、第一は治安、第二は食糧事情についてであるが、それらが改善されたとしても、なおもう一つ、帰国してから自分に何ができるかという点の心配がある。数年にもわたる悪政・抑圧・栄養不良・混乱などのため、かつて自営農民であった人々でさえ、農事についての知識を欠くにいたっている場合も少なくない。いわんや、極めて多勢の未亡人や年少者の心配・不安は大きい。他方、ほとんどの難民センターでは、少数ながら、相当高度な技術を身につけている人々もいる。そこで、UNHCRが計画を立て、適当な救援団体の協力を得て、これらの難民を組織して、職能訓練コースを実施するのである。普通の社会での職業訓練よりは、もっと範囲の広い、いわば生活技術に属する技能までも含むものである。

なお、カンボジア国内の人々の「リハビリテーション」（更生・復興）を援助するための一案を、本稿の末尾に付した。同案は、私が1980年夏に考え、UNHCR事務局の同僚や日本の外交関係者に示したものであるが、国際公務員という立場上、それを公表することはもとより、余り広範囲に、強く働きかけることは差しひかえざるをえなかった。もともと英文で作成したものであったが、今回、日本語にするとともに、内容もup-to-dateに修正した。

難民流出の予防措置

さきに、難民問題の恒久的解決のための方式とならんで、難民の大量流出の源を止める問題があると記したが、この源を止めることに関連して、考慮すべき事柄として予防措置ということがある。

東北タイの難民キャンプに滞在してきたラオス人の一部約 200 人が、昨年11-12月、UNHCRの手で帰国した。もとより、各人の意思を確認し、ラオス当局の受入れの意向も確かめた上で、UNHCR担当官が立会って、帰国させたのである。その際、カンボジア「帰国者」のところで触れた「ファミリー・キット」と概ね同様の物資と、当座の食糧を配給した。私は、この計画の概要と実施の報告を聞いて、次のようなことを考えた。第一に、これらラオス難民は、いわゆる「経済的難民」であり、何かの理由から迫害を蒙るといふ怖れなどはないが、住んでいた地域の経済状態が悪化したため、見切をつけて、隣国に流入した人々である。東北タイには、ラオス系タイ人が多く、ラオス国民の親類や知人である場合も少くない。そういう人々たちを頼って、流入してくる例も多い。また、第三国に定住のため受入れられることを期待して、難民となる場合もある。さらに、不正な手段でタイの旅券を入手し、フランスなどに渡航してから、その旅券を捨て、難民として扱われることを要求する者もいる。

このような特殊な「難民」の大量流出は、その居住地域での経済社会状態を改善すれば、相当程度、予防することが可能なのではなかろうか。早い話が、帰国者に「ファミリー・キット」を配給するのではなく、潜在的難民に予めそのような物資を配給することによって。

他方、ベトナムからの「ボート・ピープル」についてはどうであろうか。最近の「ボート・ピープル」の中には、いわゆる下層の、社会主義国だからといって特に問題とされる筈もなさそうな階層の人々も少くない。いわゆる華僑（中国系）の場合は、人種の問題があり、従って政治・外交的な問題が関連しているようであるが、純粋なベトナム人で、漁民とか都市の下層の人々が難民になるのは、どういう事情からか、疑問に思った。ベトナムの場合、経済社会面の問題が、矢張り政治やイデオロギーの問題から切り離せず、いわゆる「経済的」難民と叫ぶような実態ではないのかも知れない。

インドシナ難民問題の関係諸国は、ベトナムでの予防措置を希望し、UNHCRもベト

ナム政府と交渉して、「合法的出国」手続について協定を締結することに成功した。しかし、その手続の一部について、受入国とベトナム側とが合意せず、「合法的出国」の実施は遅々として進まなかった。例えば、米国が一つのリストを提示し、そこに記載された人々を引取りたいと言っても、ベトナム側は別のリストを用意していて、両方のリストに載っている者はよいが、一方のリストに載っているだけの者は許可されない。もっとも、1980年12月にいたって、UNHCRの斡旋により、一カ月200人を限り、ホーチミン市から直接（タイ経由）米国に引取られる例が実現した。これは将来に向って、有望な事象である。

ただ、「合法的出国」についても、かなり根本的な問題が残っている。それは、出国者の財産処理の問題である。非合法出国、すなわち「ボート・ピープル」になって流出することには、ベトナム当局・警察などの監視や制止を潜り、海難の危険を冒し、さらにシャム湾の悪名高い海賊の犠牲になるなどの「障壁」があるにも拘らず、依然として相当多勢の難民がその途を選ぶのは、財産の問題が大きく関連しているからである。

平和と開発と難民問題

1

広島大学平和科学研究センターでは、1979年夏頃から、「平和と開発」を主たる研究テーマとしてとりあげ、同様なテーマの研究プロジェクトを実施してきていた国連大学と協同してシンポジウムを開催するなど、努めてきたが、私はUNHCRバンコク事務局への派遣勤務に出発する前に、同僚の方々に、「平和と開発」テーマの中に難民問題を取り入れて研究計画を立てていただくよう示唆した。1980年5月、関寛治教授が推進役となってまとめられた「平和と開発に関する総合的研究」計画案（文部省科学研究費補助金による特定研究申請書）には、その一部門として「平和のための国際協力と開発過程の研究」が挙げられ、さらに、その中の一つの研究テーマとして「開発及び紛争の過程における人間の移動と人権」が予定された。

私は、インドシナ難民の実態に触れながら、上記の研究テーマについて、今後どのように研究を進めて行くべきか、などを考えたりしたが、本格的にその研究にとり組む余裕はなかった。ただ、難民に限らず、難民の大量流入によって直接の被害を蒙ったタイ人（いわゆる affected Thais）や、難民とほとんど変わらない程度の生活状態に置かれている、恵まれない人々 — いわば窮民 — ，なかんずく開発途上諸国の窮民の問題も併せてとりに上げる必要がある、と痛感した。

また、難民がなぜ流出してきたかという証言などを直接・間接、耳にしたりして、「平和」との関係を考察したり、難民援助のあり方との関連で「開発」のあるべき姿などについても思考をめぐらした。

2

「平和と開発と難民問題」というテーマについては、引続き研究して行きたいと考えているが、その序論程度の考えについて、概要を記すことにする。

まず、平和が乱されるとき、すなわち、戦乱 — 戦争や内乱 — によって、難民の大量流出が起ることが多いといいうるが、他方、難民の「現地定着」や帰国がスムーズに実現するためには、第一次庇護（受入れ）国や本国において、平和が確保されていることが必要であろう。この点は、カンボジア難民について前記したところを思い浮べて頂

けば、明らかであろう。

次に、難民（及び窮民）は、およそ開発といったことから、最もかけ離れたところに置かれている場合が多い。開発（発展）を極めて広く解釈すれば、例えば、社会主義の思想からすれば、革命ということは、一つの発展と見てよいであろう。社会主義革命が起ったことが一つの発展であるばかりでなく、それによって、発展が促進される、とも考えられているようである。ただ、そこで見られる発展（開発）が実際に人々の生活の向上に役立つ、例えば、搾取が排除され、生産力が伸長して、その社会全体としての人々の生活水準が高められることが理想であろうが、現実には、そのような状態は一朝一夕には達せられない。

難民に関して、ラオスからの「経済的難民」が跡を絶たないことは、社会主義ラオスの歩みが遅々としていることを示すもの、と考えられる。ベトナムについては、「経済的」理由からの難民は、まだ必らずしも多いとは言い難く、そこに政治的・イデオロギー的理由が関連している場合がほとんどである、と記したが、この点についても、発展（開発）が歪曲されているため、と言いうるかも知れない。特に指摘したいのは、一種の階級的差別が存在しているらしい点である。「旧支配階級」が消滅したということは、社会主義革命が起った以上、当然の帰結であろう。しかし、その「旧支配階級」または、それに何らかの関係を有していた中間的階層の人々までが、人間のグループないしカテゴリーとして、他の人々と区別され、差別されているようである。このことは、階級というものを無くすことが理想であった筈の社会主義革命にとって、余り名誉なことではないと思われる。

3

次に、第一次受入れ国の開発（発展）状態が、難民の取扱いに相当強く反映するのが屢々看取された。香港と日本では、難民はキャンプやセンターの外に働らきに出ることが許されている。日本の多くのセンターに滞留中の難民 — 日本定住を希望せず米国などに受入れられるのを待っている — は、日に数千円も稼いで、中にはカメラやステレオなど購入して、かなり「優雅」に暮している者もいる。もっとも、ほとんどの難民は、本国の家族・親戚に送金を続けているが。

しかし、他のアジア諸国では、難民が就職することなど、問題にならない。そのよう

なことを許せば、たちまちその国の労働事情に影響する。さらに、難民キャンプ内での生産活動についても、受入れ国・管理当局からの規制があることが多い。例えば、タイ国内のあるカンボジア難民のホールディング・センターでは、難民が伝統的な織物を生産することが禁止されていたが、これは難民が手織りで生産する布が、その地域で販売されていた機械織りの布と競合するのを嫌ってのことであった。ちなみに、そのセンターでは、難民の職能訓練のためという趣旨で、少数の機^{ハタ}を使って織り物を作ることが、その後認められている。

別の例を挙げると、タイ国の北部山地に、ラオスからの山地族難民のキャンプが幾つかある。その一つのバンビナイ・キャンプには約3万人のモン族難民が滞在している。このモン族は、言語の系統別として言われるモン・クメール語族の「モン」とは違う、中国南部からインドシナ各地にかけて散在しているメオ（苗）族の一部としてのモン族である。このモン族は、1950年代から断続的に行われたラオス内戦のほとんどの期間に、バテト・ラオにたいする政府軍の有力な戦闘員として利用されてきた。米CIAがバンパオ将軍揮下のラオス山地族を支援してきたことはよく知られているが、タイ軍も時にこれら種族の人々を傭兵として使ってきた。従ってラオスが「解放」されると、これら山地族の立場は仲々困難なものになった。しかし、山地族の一部は新政権にたいして反抗的態度を示し、屢々「討伐」作戦の対象とされた。このような事情から、難民となってタイに流入した山地族の場合には、前記の一部のラオス難民のような帰国はとうてい考えられない。他方、バンビナイ・キャンプのモン族の「チーフ」が私に語ったところでは、彼らの仲間が米国やフランスに定住のため受入れられたが、生活環境や習慣その他が自分達のそれとは余りにも違うためうまく同化できず、キャンプに戻りたいと言っている者も少なくない、とのことで、「チーフ」はさらに、自分達は今さら帰国もできないので、できればここにずっと住んでいたい、と訴えていた。タイ北部の他の山地族難民キャンプでも事情は同様で、第三国へ定住のため漸次受入れられつつはあるが、合計10万人を越す山地族難民の全員が、果して第三国に受入れられるか、また、受入れられたとしても、幸福と言いうるかどうか、大きな疑問である。

現在のところ、ASEAN全体としても難民の「現地定着」を認めない方針であるが、少し先の将来を考えた場合、これら山地族難民の問題の恒久的解決方式として「現地定着」を再考慮してもよいのではなかろうか。「ボート・ピープル」のほとんどが第三国

に引取られ、カンボジア難民の大部分が帰国した後に残ると予想される難民は、主としてラオスからの難民である。そのうち、普通のラオス人については、帰国か第三国への定住が解決方式となりうるが、さらに残りの山地族について考える場合、開発のあり方との関連で言えば次のようなことが言いうるのではなかろうか。

これらの残りの山地族難民の数が、例えば7～8万人であるとする、それはタイの総人口4千6百万の僅か0.1ないし0.2に当るにすぎない。この程度の「プラス α 」の人口を対象を含めて地方開発計画を作成し実施することはさして困難ではないであろう。もともとタイ北部や東北部は、難民の存在や処遇とは全く別個に、早急な開発計画の実施が必須になっている。逆の面から言えば、この程度の「プラス α 」の人口を対象を含みえないような開発であったならば、もともと成功する見込みもない、健全な開発とは言えないものではなかろうか。

もっとも、これら山地族難民の取扱いについては、タイ辺境の安全保障や国内治安対策が関連している面も大きいので、単純に経済社会開発面のことだけを考えるだけでは済まない問題であり、その意味では、まさに「平和と開発」というテーマ全体の中で考究すべき問題であるように感じられる。

＜追補＞カンボジアの人々のリハビリテーション (更生・復興) 援助のための方策(案)

1. カンボジアの^{ピープル}人々の命運

過去10年余にわたる期間のカンボジアの人々の命運(fate)をかえり見るとき、そこに特別の様相があるように感じられる。カンボジアの人々は、この期間を通じてほとんど常に、何らかの外部の勢力にもてあそばれてきた。もとより、カンボジア国内の勢力も、カンボジアの人々の命運に大きな影響を与えた。なかんずく「ポルポト政権」の犯した人民の大量致死は、いかなる弁明も無益無用である。しかし、そのような勢力も、外部の力と無縁であったとはいえず、時期によって多少の差はあるが、外部の力を利用して企画しながら、かえってそれに利用される結果になっていたことが否定し難い実情であった。このような外部の力が組み合せて作り出した^{しっく}桎梏の中で、カンボジアの人々の本来の活力が次第に失なわれ、そのあげく、国際的事項についてはもとより、国内的事項についてすら、自らの「声」を十分に持ちえないという極めて不幸な事態にたちいたっている。「ポルポト政権」の残党にすぎない「クメール・ルージュ」など、タイ・カンボジア国境地帯や、そこに近い辺境の地に根拠地を有する反政府勢力も、またプノンペンの現政権も、カンボジアの人々の「声」を代表・代弁するとは言い難い状況である。もちろん、東南アジアのいずれの国の政府も、カンボジアの人々を代弁することはできない。

国際社会も、カンボジアの人々のためを思う措置を全く講じてなかったのではない。1979年10月、ICRC(赤十字国際委員会)とUNICEFは、カンボジア被災民・難民救済のための援助計画について合同アピールを出し、日本を含む各国および国際機関がこれに応じた拠金その他の救援活動を行った。

ICRC、UNICEFにWFPが加わり、カンボジア国内向けの食糧供与が、一つはプノンペンおよびコンボンソム港経由で、他の一つはタイ・カンボジア国境地帯から「ランド・ブリッジ」と称される方式で、実施された。

しかし、この併行的な援助方式のあり方、効果、存続の可否などをめぐって、1980年後半には、国際社会の一部には多分に政治的な議論や、実際上の駆け引きなどが行われるにいたった。かくして、依然として、多くの関係諸国が、カンボジアの人々のことを

忘れ、夫々の自己の国益のために、カンボジアのいずれかの勢力を利用することばかり計っている。

2. 潜在的な能力

カンボジアの人々の80パーセント以上が、かつて農民であった。しかも、ほとんどが自作農であった。しかし、過去10年余の期間、内戦、戦争、虐政、疾病、混乱、飢餓などのため、農業のインフラストラクチャも農村社会組織も、さらには家族のきずなすら、次第に破壊され、人々はまさに「根こぎにされ」、難民・流民と化した。

現在のカンボジアの人口について正確な数字は分らないが、この人々を次のように分類することができるであろう。

(1) カンボジア国内

- a. 農民（その一部は地方公共機関の役員となったり、民兵を兼ねている）
- b. 国家公務員及び軍の要員

(2) タイ・カンボジア国境地帯

- a. 難民（その多くは農民であったが、現在は本格的な農業は営んでいない）
- b. 武装分子

(3) タイ国内の難民キャンプ

- a. 農民（家庭菜園ていどの農事しか許されていないが、今後職能訓練が実施されて行けば、帰国後、直ちに農業を営むことが可能）
- b. その他（元商人、職人、知識人）

以上の他、国境と国内の間を往復して闇商売に従事している者などもある。

これらのうち、カンボジア国内で引続き農業に従事する人々、帰国して農業に復帰する人々が、どれ位の人数になるか、カンボジアの人々の命運にとって、大きな問題である。上記(2) a の難民たちが、武装分子から離脱して帰郷しうるかどうかも、気懸りな点である。全般的に言って、カンボジアの農民が定着して行くかどうか、が課題である。

昨年末のコメの収穫見積りは、カンボジアの人々の大半が、前記の課題に肯定的に答えつつある状況を推察させるが、もし今後もこの状況が続き、さらに促進されて行けば、カンボジアの人々が自らの足で立つことが比較的早く確保されるであろう。

3. 国際社会の義務

通常、ある国民の命運といったことについて国際社会が特に責任を負うということは

ない。しかし、冒頭に記したような過去の経緯にかんがみ、カンボジアの人々の場合は、特別な考慮が払われて然るべきであろう。過去10年余の歴史を、いかに詳細に検討してみても、その全部にわたっていずれかの特定の国や勢力の責任のみが問われ、あるいは幾つかの国や勢力の責任の割合が特定される、といった結論を導くことは至難の業であろう。

他方、現在及び将来のカンボジアの人々の命運にたいして国際社会全体の動向や扱い方が関わるところは極めて大きい。さらに、カンボジアの諸問題が解決されない場合、カンボジアの人々にとってはもとより、東南アジア全域の人々にとっても、重い負担が残ることであろう。

しかし、もしカンボジアの人々が近い将来自らの足で立つようになるならば、その新しい状況が東南アジアひいて世界全体に与える好影響は極めて大きい。いわゆる国際政局や雰囲気の改善はもちろん、さらに実際的な面でも、例えば、コメその他の食糧の補給源としてカンボジアが国際社会に貢献しうるところは大きいであろう。国際援助によって生存を確保することができたカンボジアの人々が、他の地域の難民の生存の確保に大きく寄与しうる日も遠くはないであろう。

4. 若干の示唆

上記の如き考察から、次の事項を示唆ないし提案したい。

- (1) すべての関係国が、カンボジアの人々のリハビリテーション（更生・復興）を援助することを目的とし、その他の考慮に発する政策などを差しひかえること。
- (2) カンボジア国内の治安が確立するに従い撤兵することを考慮する機会を、ベトナムに提供すること。他方、すべての関係国は、その主権・領土などの保全、安全保障などについて、国際的な保障を約束されること（アラブ・イスラエル紛争に関する安保理事会決議 242に見られる国際的保障や、「平和・自由・中立の地帯」— ZOPFAN — に関する ASEAN 構想など参照）。
- (3) UNTARK 構想（後記）
- (4) インドシナを含む東南アジアの「平和と開発」すなわち恒久的な平和の確保と健全な開発・発展の促進のため、新しい計画を考慮すること（第三次「国連開発の10年」計画の中に織り込むか、あるいは、第二次大戦後の欧州復興開発のためのマーシャル・プラン — 但しその当初の構想 — に類似する計画を考える）。

U N T A R K 構 想

(名 称)

UNTARK (United Nations Teams for Assisting Rehabilitation of Kampucheans) — もし Cambodians とするなら UNTARC とする。

(設 置)

国連総会決議によって設置する。

(組織と役割)

UNTARK Commission 政策決定及び実施の監督に当る機関。超大国, 中国, 日本, 英国, フランス, インドシナ諸国, ASEAN 諸国を主とする約20余の国をメンバーとする。

Teams

TR (for) Reconciliation 国民和解, 総選挙準備・実施などについて援助する。及び全 teams の統括, 政府当局とのハイレベルの交渉なども担当。

TS Security 治安維持, 警察育成などについて援助する。このチームには United Nations Police Forces (国連警察隊) を所属させ, 現在までの駐留軍及びすべての武装分子に代らせる。

TW Welfare 一般の厚生福祉, 難民の帰国・帰郷及び再定着などについて援助する。

TD Development 農業・水産・牧畜などの再建, 工業振興などについて援助する。

TC Culture 教育振興, アンコール遺跡など民族的遺産の保存などについて援助する。

TL Logistics 他のチームにたいする物資補給に当たるとともに, 運輸及び交通復興について援助する。

(国際機関の協力)

TR, TS, TL については国連 (本部)

TW WHO, UNICEF, WFP (世界食糧計画), ICRC (赤十字国際委員会) 及び民間救援団体 (voluntary agencies — VOLAGS)

TD UNDP, ESCAP, FAO, UNIDO, VOLAGS

TC UNESCO, UNICEF, VOLAGS

（関係諸国の協力）

以下は全く仮りの例である。

TR 日本，カナダ，ルーマニア（合同で）

TS 及び UN Police Forces インドネシア，インド，カナダ，ポーランド

TW 日本，シンガポール，マレーシア，（東西）ドイツ，オーストラリア

TD 日本，チェコスロヴァキア，ドイツ，オーストラリア（米・中・ソからの若干のプロジェクト援助は歓迎される）

TC 日本，フランス，ニュージーランド

TL 日本，タイ，インド，オーストラリア

（備 考）

このような国連関係機関及び各国の協力を実現させるためには、国連におけるカンボジアの代表権が「ポルポト勢力」（「民主カンプチア」）によって保持されている状況は変更されなければならない。その一案としては、TRによる援助実施によって新しい政府が形成されるまで、代表権問題についての決定を保留するか、空席とするかなどの方法が考えられる。

TS 所属の UN Police Forces の編成、派遣、配置などは、現在の駐留軍撤退とも関連して実施されることになろうが、そのための交渉は、TR の活動と併行して進められるであろう。また、武装分子の武装解除などは、国民和解（特にアムネスティ）の実施と関連する。

